

野々市市国土強靱化地域計画
(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)

令和8年4月
石川県野々市市

<目次>

I	はじめに.....	1
II	基本的な考え方.....	1
	1 計画の位置付け.....	1
	2 計画期間.....	1
	3 基本目標、事前に備えるべき目標.....	1
	4 基本的な方針.....	2
III	脆弱性評価.....	3
	1 脆弱性評価の考え方.....	3
	2 起きてはならない最悪の事態の設定.....	4
	3 脆弱性評価の結果.....	5
IV	推進方針.....	6
	1 推進方針の整理.....	6
	2 施策分野ごとの推進方針.....	7
V	計画の推進と見直し.....	24
	(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価.....	25
	(別紙2)施策の推進方針に係る指標.....	67

I はじめに

これまで、我が国は、地理的・自然的な特性から、多くの大規模な自然災害が発生し、被害を受けてきました。また、今後も、南海トラフ地震や首都直下地震など、国家的危機をもたらす可能性のある大地震が発生することが予想されています。

このような状況から、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進を図るため、平成 25 年 12 月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号。以下「基本法」という。)」が公布・施行され、国は、この基本法に基づき、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しました。

これを受け、野々市市においても、基本法に基づき、地理的状況等を踏まえ、本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として、令和3年3月に「野々市市国土強靱化地域計画」を策定し、強靱なまちづくりに向けた取組を推進してきました。

近年、地域社会の持続可能性と安全性がより一層重要な課題となる中、令和6年に発生した能登半島地震は、県内各地に甚大な被害をもたらし、住民生活や地域経済に深刻な影響を与えました。

この重大な経験は、災害に強い地域社会の実現に向けた備えと対応の強化の必要性を改めて認識する契機となりました。

このような背景を踏まえ、本市の国土強靱化地域計画を改定し、本市の強靱化に向けた取組を一層推進するものとします。

II 基本的な考え方

基本法第 14 条に基づき、国土強靱化基本計画との調和を確保することに加え、石川県が定める地域計画との調和を図ることを考慮し、本計画を策定する。

1 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、次に定める計画期間における本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として位置付けるものである。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和 12 年度までの5年間とする。

3 基本目標、事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、次の項目を基本目標として、強靱化の取組を推進する。

- | |
|------------------------------|
| ① 人命の保護が最大限図られること。 |
| ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。 |
| ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 |
| ④ 迅速な復旧復興 |

また、これらの基本目標を達成するため、次の項目を事前に備えるべき目標として設定する。

① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
④ 経済活動を機能不全に陥らせない。
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

4 基本的な方針

本計画では、国土強靱化基本計画や石川県が定める地域計画と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、次の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

① 住民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどのライフラインの強靱化
③ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
④ 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化
⑤ 地域における防災力の一層の強化(地域力の発揮)

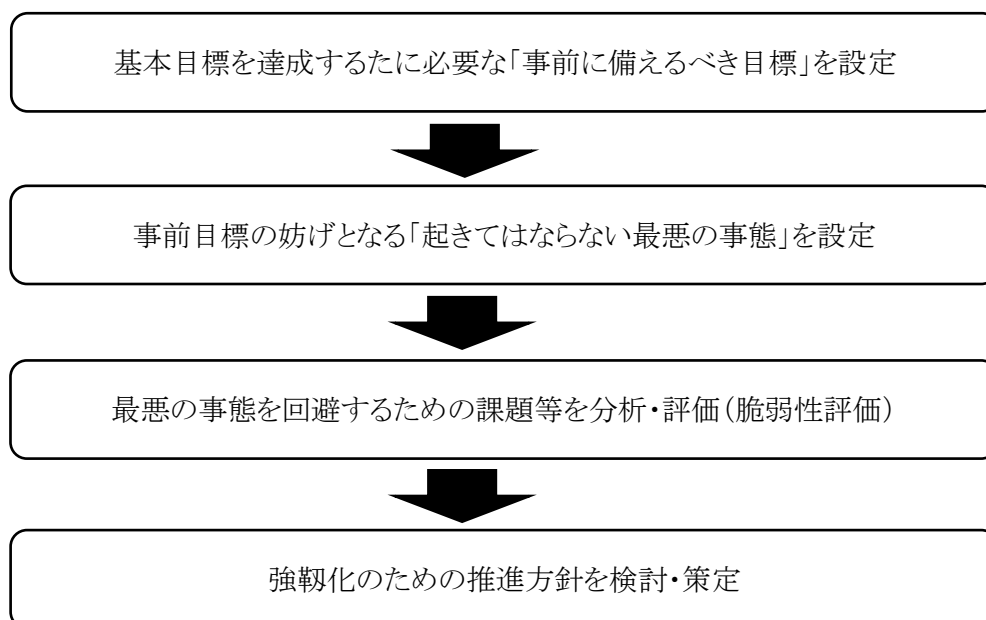
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組の方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価の流れ】



2 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む。)
	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	2-1	消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能等の麻痺
	2-3	災害そのものによる精神的苦痛又は劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理若しくは広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
	2-4	組織的な共助の活動の不足等により、避難所の運営が機能不全に陥ることで、避難所環境が劣悪化する事態
	2-5	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-6	想定を超える避難者の発生により、要配慮者や避難所外避難者、広域避難者の安否やニーズの把握が困難となり、支援が届かず生命に危険が及ぶ事態
	2-7	想定を超える帰宅困難者の発生による混乱
	2-8	大規模な自然災害と感染症との同時発生による避難所の機能の大幅な低下
③ 必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市役所の執務スペース不足により、応援職員や支援関係機関の活動スペースが足りず、関係機関間の情報共有や調整が滞ることで行政機能が十分に発揮できない事態
	3-3	職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態

④ 経済活動を機能不全に陥らせない。	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-4	農地等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	発災直後の偽・誤情報の拡散により救助・支援が遅れる事態
	5-3	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間・大規模にわたる機能停止
	5-4	幹線道路が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	大量の失業・倒産、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響
	6-7	やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により地域に戻らないことで、地域の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態

3 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとに、脆弱性評価を実施した結果は、別紙1のとおり。

IV 推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針を定める。

また、分野横断的な視点により分析・評価するため、施策分野として、以下の9つの個別施策分野と5つの横断分野を設定する。

【施策分野】

(個別施策分野)

- ① 行政機能・防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ ライフライン
- ⑤ 産業
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 農林水産
- ⑧ 国土保全
- ⑨ 環境

(横断分野)

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策
- ⑤ デジタル活用

2 施策分野ごとの推進方針

(※見出しの横の番号は、「起きてはならない最悪の事態」の一覧表記載の番号を表す。)

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)【1-1～4、2-7、5-1・2、5-4】

- テレビやコミュニティFM等のラジオ、インターネット、電子メール、Lアラート、ソーシャルメディア、紙媒体など、多様な防災情報伝達手段を確保し、全ての在住者等に対して的確、迅速かつ分かりやすい情報の発信を推進する。また、災害発生時の情報伝達訓練を行うなど災害情報の伝達体制の強化を図る。
- 洪水時の迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実・強化を図る。

(防災教育)【1-1～4、2-4・6、3-3、5-1、6-1】

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、防災訓練などを通じて、平時から職員に対する危機管理意識や災害対応力の向上に努める。
- 防災出前講座等の開催や防災士による活動を通して、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する。
- 避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握できるよう、町内会等が実施する勉強会、防災マップ作成、防災訓練といった一連の取組を支援する。また、防災知識の普及や防災教育においては、災害から受ける影響やニーズは女性と男性では異なることから、防災訓練等の取組の際は、女性の積極的な参加を促進する。
- 学校において、危機管理マニュアルの点検・改善や地域と連携した実践的な避難訓練等に取り組むとともに、各教科や総合的な探究の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進するなど、学校における災害対応力の向上を図る。

(防災関係機関との連携強化)【1-1～4、3-1】

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制の強化を図る。

(業務継続体制の整備)【3-3】

- 災害対応現場の中心的役割を担う市の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画(BCP)については、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理などについて定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、随時見直しを行う。
- 災害対応において各部局や関係機関ごとの災害対応業務や情報共有・利活用等について、マ

マニュアル等の整備を通じて手順や運用方法の明確化・統一化を進める。

(避難所運営体制の強化)【2-4】

- 被害が著しく避難所の開設・運営が困難な場合でも対応できるよう、避難所開設・運営手順の作成・習熟や、物資・資機材を分散して備蓄するなど、市・自主防災組織等が多様な状況に対応できるよう体制を整備する。

(非常用物資の備蓄)【2-5】

- 県や町内会とも連携を図りながら、地震被害想定に基づく備蓄の量や内容の見直し、事業者との協定による流通備蓄の確保、備蓄拠点の整備などにより非常用物資の備蓄を促進するとともに、家庭等における非常用物資の備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。
- 他市町村における事例を参考にす等、備蓄品目・数量等を定期的に検討し、市の防災拠点施設等における備蓄品の適正な管理を進める。

(広域避難者の情報共有体制の整備)【2-6】

- 広域避難者については、近隣市町等と連携し、デジタル技術も活用し、避難者情報を相互に共有できる体制を構築する。

(情報伝達体制の多重化)【3-2】

- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、各部局・近隣市町・民間事業者等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。

(防災体制の強化と人材活用の推進)【3-3】

- 防災訓練を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの習得、受援体制の強化等を図り、災害対応力や調整力を備えた専門人材の育成を推進する。併せて、防災人材の育成にも取り組み、限られた人員でも多様な災害事象に臨機応変に対応できる体制の構築を目指す。

(行政情報通信基盤の強化)【5-1】

- 情報システム等における業務継続計画の実効性を高めていくため、定期的に訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう見直しを実施する。
- 庁舎とデータセンターの間の回線等の行政情報通信基盤について、引き続き、回線の二重化等、耐災害性の維持を図る。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線などの災害時の通信手段の強化を図る。

(防災拠点等の機能確保)【3-3】

- 防災拠点や避難所となる公共施設の新設・建替えにあたっては、施設の適正な配置等に留意した上で、所要の機能を確保する。

(市の災害対応力の強化)【1-3、3-3、5-1、6-1】

- 適時適切な避難指示等の判断・発令のため、避難指示等の発令基準の点検・見直しを推進する。
- 地域防災計画が国や県の関連計画等に迅速に対応し、防災・減災施策に対し、より実効性のあ
る計画とするために、見直しを推進する。

(応援職員の受入れ等)【3-3】

- 災害時の受援をより円滑に行えるよう野々市市災害時受援計画の見直しを図り、事前に必要な
対策の検討及び準備を行う。
- 災害時における職員の健康管理及びメンタルヘルス対策のあり方を検討する。

(建設業関係団体等との応急復旧体制の強化)【1-3、5-4、6-4・7】

- 建設業協同組合等との応急復旧体制を整備し、災害発生時の連携強化を図る。

(防災・危機管理機能の維持・強化)【3-2・3】

- 自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、庁舎の非常時優先業務の継続に支障
を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修を図る。

(関係行政機関との連携強化)【2-1】

- 大規模災害発生時に救助・救急活動等を円滑に実施するため、行方不明者の情報共有などにつ
いて、関係機関との連携体制を構築するとともに、訓練を通じた連携確認を行うなど、連携体制
の強化を図る。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、通信手段の多様化
を図り、迅速かつ的確な連絡体制を構築する。

(消防団等の充実強化及び消防力の整備充実)【1-2、2-1】

- 幅広い人材活用による地域防災力の充実強化を図るため、町内会、自主防災組織等と連携し
て、消防団員の確保に取り組むとともに、市内の企業や事業所等への消防団活動への理解促
進、女性や学生の入団の促進や体制の充実に対する支援等により、団員の確保及び消防団の活
性化を図る。
- 消防等の人材不足や複雑・多様化する災害に対応するため、県と連携して消防団員の消防知
識及び実務能力の向上に向けた取組や訓練の充実を図るなど、限られた人材でも最大限の対応
ができるよう消防団員等の対応能力を図るとともに、消防施設装備や消防資機材の充実を図る。

(災害救助体制の整備)【1-2、2-1】

- 大規模災害時に救助・救急活動等を円滑に実施するため、関係機関との連携体制を構築するとともに、訓練を通じた連携確認を行うなど連携体制の強化に取り組む。
- 大規模災害時において活動する消防の体制強化を図るため、様々な災害や状況に対応できる消防技術の強化を進めるとともに、訓練環境の整備を推進する。
- 道路の寸断等による陸上輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの場外離着陸場の整備（ヘリコプターの離着陸を想定した都市公園や学校のグラウンド等の整備・改修等）を図る。

【住宅・都市】

（住宅・建築物の耐震化）【1-1】

- 住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により、住宅の耐震化促進に向けて、住宅の耐震診断・耐震改修補助制度の利用促進を図る。
- 住宅及び多数の者が利用する建築物について、野々市市耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進する。

（老朽危険建築物等に対する指導等）【1-1・2】

- 老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築基準法に基づき、除却、移転、改築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上必要な措置を講ずるよう所有者等に対する指導等の取組を推進する。

（学校施設の防災機能強化対策）【1-1、2-3】

- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設について、非構造部材も含め耐震対策を推進するとともに、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活環境改善に資する防災機能の強化を推進する。

（社会体育施設の耐震化）【1-1、2-3】

- 市立の社会体育施設について、耐震化対策も含め、防災機能強化対策を推進する。

（市街地整備）【1-1・2、5-4】

- 市街地について、防災機能の向上を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により、面的整備やブロック塀の安全対策などを促進するとともに、災害時に一時的避難場所、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備、拡張、改修等を推進する。
- 地震等による消火栓使用不能時に有効な消防水利を確保するため、耐震性防火水槽等の整備を、町内会等と連携し、適切な配置に向けた取組を行う。
- 大規模災害発生時における緊急車両等の交通遮断を防ぎ、併せて都市機能の向上を図るため、狭隘道路拡幅等の整備を推進する。

（空き家対策）【1-1・2】

- 空家等が管理不全な状態にならないよう、野々市市空家等対策計画に基づき、町内会とも連携し、所有者情報等の管理や活用の助言、空き家バンクへの登録周知等の空き家対策を推進する。
- 管理不全な空家等については修繕や解体などの措置を講ずるよう所有者等に対して助言、指導等必要な措置を講ずる。

(住宅・建築物の防火対策)【1-1・2】

- 住宅用火災警報器や感震ブレーカー等の設置に関して普及啓発活動に取り組む。
- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、火災予防運動等を通じた周知に努め、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- 地震により住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する。

(施設や住居の適正配置)【1-1・3】

- 立地適正化計画に基づき、災害リスクの低い集約型の都市構造を推進する。

(応急仮設施設の迅速な供給)【1-1、2-3、6-4】

- 応急仮設住宅について、想定必要戸数に応じた建設候補地を確保するとともに、災害時ににおいて迅速な供給体制を整えるため、平時より関係機関等との連携を図る。

(文化財建造物の耐震化等及び文化財の保存対策)【1-1、6-5】

- 国・県・市指定文化財建造物や有形文化財収蔵施設等の耐震化及び防災・防犯設備の整備等並びに貴重な文化財を適切に保存・継承するための対策を推進する。

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の耐震化等)【1-1～3、2-2】

- 社会福祉施設や法令等に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設の耐震化や防火体制の強化、施設のブロック塀の改修撤去、浸水対策のための改修等の安全対策について、助成制度の一層の周知を図り、引き続き、施設の安全性確保の促進を図る。

(災害医療体制の充実)【2-2】

- 災害時に応急救護所とする保健センターにおいて、その機能を維持するための環境整備及び維持管理を行う。
- 災害時における医療救護体制を確保するため、関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、定期的に情報伝達訓練を実施する。
- 拠点避難所となっている施設において、AEDの機器本体やバッテリー等の購入について、今後も年次計画に基づいて更新を行っていく。

(介護・福祉人材の確保)【2-2】

- 災害時に高齢者等の要配慮者の心身の健康維持のために必要となる福祉サービス提供体制の停滞が生じないよう、平時より関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

(社会福祉施設等への支援)【2-2】

- 社会福祉施設等について、社会福祉施設の防災計画作成指針により、施設管理者が防災計画や業務継続計画を定めることを支援するほか、事業者への説明や定期的な監査などを通じて、現状に合わせた見直しや、地域住民等を含めた連携体制の強化に努めるよう指導する。

(社会福祉施設等におけるサービス提供体制の維持)【2-2】

- 社会福祉施設等において、非常用自家発電設備等(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。)や断水時にも対応できる給水設備の整備等ライフライン確保のための整備を推進する。また、防災資機材の整備推進や、災害時における利用者の受入れ、感染症対策のための施設・設備の整備改修を推進するとともに、食料、飲料水その他生活必需品等の備蓄を行うよう、引き続き、助成制度等の周知や指導を行う。

(要配慮者の災害時支援体制の構築)【2-2・3】

- 在宅・車中泊避難者等を含む要配慮者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行うことができるよう体制を整備する。

(避難所・避難者の情報把握)【2-6】

- 車中等避難所以外への避難者についても、支援が十分に行えるよう、その把握に務めるため、情報共有等に係る県や他自治体との連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために、災害発生時にスムーズに被災者台帳を作成するための体制を整備する。

(要配慮者対策の推進)【2-2・3・6、5-1】

- 避難行動要支援者の避難を支援するため、要支援者名簿の定期的な更新の実施、要支援者個人の個別避難支援計画の策定の推進、町内会を中心とした避難訓練を定期的実施するなどにより、その実効性の確保に向けた取組を推進する。
- 避難行動要支援者の支援活動の中心となる自主防災組織の育成に努める。

(感染症予防措置)【2-8】

- 平時から一般的な感染予防策の啓発を図るとともに、予防接種の勧奨に取り組む。また、災害時の避難所において、初期段階から衛生状況等を把握する体制を整えることで、感染症の発生・まん延を防ぐ。
- 避難所となる施設等について、必要に応じて適切なトイレ環境の確保に向けた整備に取り組む。

(避難所等における感染症対策)【2-3・8】

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所において衛生・防疫体制を整備することができるよう、関係機関と連携を図るとともに、防災訓練に感染症対策を想定した訓練を取り入れる。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を周知する体制の強化を図る。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、災害時に確実に確保・調達できるよう、備蓄や流通事業者等との連携を推進する。
- 市の「感染症対策 避難所開設運営マニュアル」等に基づき感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう防災訓練等を実施する。

(災害時健康管理体制の整備)【2-2・3・6・8】

- 在宅・車中泊避難者等を含む被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、県が定める災害時の健康管理活動に関するマニュアルを活用して訓練を実施するなど、関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する。

(災害時の心のケア実施体制の整備)【2-2・3】

- 被災者への心のケア活動が円滑に実施できるよう、県や関係機関等と連携し、災害時の心のケアの体制の整備に努める。

(福祉避難所の整備及び運営体制の確保)【2-3・4】

- 特別な配慮がない避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して避難生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所の整備と運営体制の確保に向け、関係機関と連携を図る。
- 福祉避難所運営マニュアルに基づき、全福祉避難所における開設運営訓練の実施を目指す。
- 新規に設置された社会福祉施設等に対し協定締結要請を重点的に実施するなど、福祉避難所における受け入れ者数を増やすための取組を推進する。

(広域避難の実施体制の整備)【2-3・4・6】

- 広域避難の実施に向けて、他自治体や関係機関と連携し、円滑かつ確実な避難体制の構築を図る。

(避難施設の整備・機能の強化)【2-8】

- 感染症まん延下における避難所運営を円滑に実施するために、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)【2-3～5・7】

- 国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、避難所の適切な設置、運営等に向けた体制整備を推進する。また、同基準を参考に、避難所の適正な定員設定や必要な資機材の備蓄・整備に向けた取組を推進する。
- 指定避難所の良好な生活環境を確保するため、県、民間、NPO、ボランティアなどと連携し、TKBS(トイレ、キッチン、ベッド、シャワー)、空調等の整備を推進する。また、避難所の運営体制を検討し、公助が行き渡るまでの地域による自助・共助による避難所の運営体制を強化する。
- 物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、物流事業者等と連携強化を図り、災害時の物資供給体制の強化を図る。

(水道施設の耐震化等)【2-5、4-3、5-3】

- 水道施設の計画的な耐震化等の耐災害性の強化を推進する。
- 近隣市町も含めた広域的な応急給水体制の連携強化を推進する。

(上水道の各種危機対応マニュアル作成)【2-5、5-3】

- 市営上水道について、業務を継続するための各種危機に対応するマニュアルを作成、更新する。

(地下水の保全)【2-5、5-3】

- 災害時や異常渇水時において必要な生活用水を確保するため、地下水の効率的な運用や保全に努める。

(下水道施設の耐震化・耐水化)【2-8、5-3】

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進する。

(防災井戸の活用)【5-3】

- 断水時の代替水源を確保し、避難所における防災井戸の活用を促進する。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保)【2-3・5、5-1・3】

- 停電時等の代替電源の確保に向けて、電源車や非常用発電機の配備等に関し、平時から電気事業者や災害時応援協定締結団体等と連携を推進する。

(総合的な大規模停電対策の推進)【2-3・5、5-1・3】

- 電気事業者や災害時応援協定締結団体等が備蓄・保有する非常用発電機や燃料補給体制等について定期的に確認する等、平時から連携を図ることにより、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。

- 倒木による停電発生を未然に防止するため、事前伐採等による予防保全に向けて、県、電気事業者及び電気通信事業者等と連携を推進する。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、被災状況・復旧計画に関する情報共有等について、電気事業者及び電気通信事業者との連携を図る。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、県や電気事業者及び電気通信事業者と連携し、多様な情報伝達手段を活用して情報発信を行う体制を整備する。
- 大規模停電時においても情報通信機能を維持・確保するため、電気通信事業者と連携し、避難所等へ移動基地局車や電源車等を迅速に配備できるよう、連携強化に努める。

(再生可能エネルギーの導入支援)【2-3・5、5-1・3】

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するなど、再生可能エネルギーの導入の啓発等に取り組む。

(石油等の燃料確保)【2-5、4-1、5-3】

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、総合防災訓練で連絡訓練を実施する。

(迅速なインフラの復旧・復興)【6-7】

- 住宅再建やインフラ復旧を計画的に進め、道路・上下水道・電力など生活基盤の整備を優先的に行うことで、広域避難者を含めた住民が安心して帰還できる環境を整える。

【産業】

(市内企業等の事業継続計画の策定)【4-1、6-6】

- 野々市市商工会と連携し、個別相談やセミナーの開催等により、企業や事業所等の事業継続計画(BCP)策定を推進する。

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)【5-3・4、6-1・2】

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、デジタル技術の活用により、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する。

(新技術の活用促進)【6-1・2】

- 建設産業において、県内や市内企業が開発した新技術、製品等を公共事業に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、市内の建設関連企業の技術力向上を図る。

(復興に向けた地場産業支援)【6-1・7】

- 災害発生後に企業や事業所が事業の継続や再建に必要な資金を迅速に確保できるよう、平

時から商工会、金融機関等と連携を図る。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)【2-5、4-1・2、5-4】

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保するため、国道や金沢外環状道路などの広域道路ネットワークや市内の主要な都市計画道路の整備を促進し、緊急時にも寸断されることのない、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを整備する。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策)【2-5、4-1・2、5-4】

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、計画的に橋梁や道路付属施設の耐震補強等を実施する。

(無電柱化の推進)【2-5、4-1・2、5-4】

- 緊急輸送道路や避難に必要な道路等について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。

(大雪対策)【1-4、2-5、4-1・2、5-4】

- 市有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。また、除雪オペレーターや除雪機械の確保など、安定した除雪体制の維持に努める。
- 冬期間の道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や定期的な更新を図る。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、関係機関及び町内会等の協力を得て、適期に主要路線の道路除雪を行う。
- 大雪に伴う倒木による送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める。

(大雪時の道路ネットワークの確保)【1-4、2-5、4-1・2、5-4】

- 冬期の道路交通確保に向けて、各道路管理者との更なる連携強化を図り、ハード・ソフト両面からの対策を継続する。
- 大雪時においても、道路ネットワークを確保するため、雪に強い道路整備を進めるとともに、関係機関との連携強化及び大雪を想定した関係機関との合同訓練を継続的に実施する。
- 大雪時には、道路管理者が異なる区間において情報発信が分断されることのないよう、国・県・近隣市町等の関係機関が連携し、通行止めの判断や解除見通し、道路状況等に関する情報を統一かつ適時適切に発信する体制を強化する。

(公共交通機関の運行の的確な判断及び周知等)【2-7、5-4】

- 暴風雪や豪雪等に対し、公共交通事業者と連携し、コミュニティバスについては、運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への周知を図り、その他の公共交通機関(路線バス、鉄道

等)については、運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。

(鉄道の冬季間の安定運行)【1-4、2-7、5-4】

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、鉄道施設の除雪対策を講じるよう鉄道事業者に働きかける。

(道路交通情報の収集・共有体制の強化)【2-2・7】

- 発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の活用や、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。

(交通施設の浸水対策)【1-3】

- 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を予防するため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え、補強等を推進する。また、近年の強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(鉄道の防災対策)【2-7、4-1、5-4】

- 鉄道の運行を確保するため、車両及び重要施設に関する浸水対策のほか、防災機能の強化対策を講じるよう国や鉄道事業者に働きかける。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組)【2-7、4-1、5-4】

- 鉄道が被災した際には、国や鉄道事業者に対し、鉄道事業者が中心となって代替輸送を確保することや、早期の運行再開・完全復旧等を行うよう働きかけるとともに、国や鉄道事業者と連携して、その情報発信に努める。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策)【4-2、6-6】

- 農業関連の共同利用施設等の耐震化等の防災機能強化対策を推進するとともに、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

(農業水利施設の整備、改修等)【1-3、4-2、6-6】

- 気候変動を見据え、排水対策及び洪水調整機能強化のため、農業水利施設について、機能保全計画に基づき、順次、点検を実施し、計画的に改修・補強を進める。
- 田んぼが持つ雨水を貯める機能を活用し、排水路等の水位の上昇を抑える効果のある「田んぼダム」の取組を広げていくため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上させる農地整備を推進する。

(農地・農業水利施設等の保全管理)【4-4、6-6】

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能の維持・発揮に取り組む集落を広げるとともに、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。

(農業の担い手確保等)【4-4、6-6】

- 農地等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農業に資する取組を推進する。

(鳥獣の保護管理・対策の推進)【4-4】

- 耕作放棄地の発生を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する。

【国土保全】

(治水対策の推進)【1-3、2-5、4-1・2、5-4】

- 浸水被害が多い河川や用排水路等について、河道掘削や堆積土砂の除去、河川堤防の増強や耐震対策等の実施及び雨水調整池整備等のハード対策を計画的に実施するとともに、想定最大規模の降雨に基づく洪水ハザードマップを活用した県や住民合同の訓練により、情報伝達体制や避難体制を協働で確立するなど、ソフト対策の充実を図り、ハード・ソフト一体的な取組による浸水被害の軽減対策を推進する。
- 内水による洪水を想定した内水ハザードマップを活用し、住民への周知を図るとともに、必要に応じて見直しを行うなど、内水による浸水被害の最小化を図る取組を実施する。
- 下水道(雨水幹線)及び地下道冠水監視施設について、浸水実績箇所や浸水被害の危険性が高い地区等から優先的に整備する。
- 水位計や映像監視施設等を増設強化し、住民が速やかに避難できるよう情報提供体制の充実を図る。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、施設利用者の確実な避難を確保するため、施設管理者等による避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援する。
- 野々市市建築・開発指導要綱に基づき、土地開発に伴い雨水排水の対策が必要となる場合は、雨水排水施設を事業主の負担において整備し、又は改修するよう指導する。

(流域治水対策の推進)【1-3、2-5、4-1・2、5-4】

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、住民や企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する。

(渇水対策体制の整備)【4-3】

- 渇水時における被害の軽減と早期回復を図るため、広域的な応援体制を整備するとともに、節

水に関する指導・助言等、総合的に渇水対策を実施する。

- 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取り組むとともに、持続的な地下水の保全・利用及び雨水・再生水利用を推進する。

【環境】

(災害廃棄物対策)【6-3】

- 災害廃棄物処理計画の策定に基づき、近隣市町、関係団体等との連携を図り、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。また、大規模災害の発生に備え、県外自治体等との協力支援体制の構築を図る。さらに、実効性を高めるため、計画の改定に向けて取り組む。

(ごみの減量化及びリサイクル等の推進)【6-3】

- 災害廃棄物が発生した場合におけるごみ処理能力を確保するため、平時からごみ減量化やリサイクル、リユース等の向上を図る。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)【1-1～4、2-4、5-1、6-1・2】

- 県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)への参加の周知のほか、地域主体型の防災訓練の実施を支援するとともに、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことや、地震被害想定などの周知などにより、住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力向上を図る。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動を実施する。

(避難行動の周知徹底)【1-1～4】

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難時期及び方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認や、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

(防災士や自主防災組織との連携強化)【2-4】

- 県や防災士、自主防災組織等の関係者が連携して実施する避難所の開設・運営訓練、研修等を通じ、各主体の役割の確認・共有を行う。

(災害支援団体との連携強化)【2-4】

- 県、近隣市町、災害支援 NPO 等と平時から情報交換等による信頼関係を構築し、連携を図る。

(非常用物資の備蓄)(再掲)【2-5】

- 県や町内会とも連携を図りながら、地震被害想定に基づく備蓄の量や内容の見直し、事業者との協定による流通備蓄の確保、備蓄拠点の整備などにより非常用物資の備蓄を促進するとともに、家庭等における非常用物資の備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。
- 他市町村における災害事例を参考にする等、備蓄品目・数量等を定期的に検討し、市の防災拠点施設等における備蓄品の適正な管理を進める。

(外国人住民等への支援)【1-1～4、2-3、5-1】

- 地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得るなど、外国人住民や観光客の安否確認や避難誘導、救助活動を進めるための体制構築の推進を図る。
- 外国人住民や観光客等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化や ICT を活用した分かりやすい情報発信等に向けて検討を進める。

(外国人住民の防災意識の向上)【1-1～4、5-1、6-1・2】

- 災害時に役立つ防災情報を必要に応じて提供し、外国人住民の防災意識の向上を図る。

(自主防災組織の活性化促進)【2-1、5-1、6-1・2】

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせることなどにより、自主防災組織の育成・活動の促進を図る。

(復興に向けた事前準備)【6-1・7】

- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を事前に策定し、迅速かつ円滑な復旧・復興を図るための体制を整備する。

(復興に関する適切な情報発信)【6-7】

- 住民へ復興状況や支援策などの情報を発信するため、広報紙やホームページ、SNS など複数の媒体を活用し、情報を多層的に伝達する。特に高齢者や情報弱者に対しては、対面など多様な情報提供手段を組み合わせ、情報格差を無くす。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)【1-1～4、2-1・4、5-1、6-1・2・7】

- 地域の防災力を高めるため、地域住民の自助・共助の知識の普及・啓発に併せて、防災士や消防団のスキルアップ並びに学生等幅広い年齢層及び女性も含めた災害ボランティア等の確保のための取組を実施するとともに、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発に取り組む。また、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化に努める。防災

人材の育成にあたっては、災害対応に女性の視点を取り入れるため、女性の自主防災組織のリーダーや防災士の育成などの取組を推進する。

(介護・福祉人材の確保)(再掲)【2-2】

- 災害時に高齢者等の要配慮者の心身の健康維持のために必要となる福祉サービス提供体制の停滞が生じないよう、平時より関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

(災害ボランティア等の活動環境の整備)【2-3、6-1・2】

- 災害関連死の防止や避難生活環境の向上を図るため、研修等を通じて防災士を中心に避難生活支援のリーダーとなり得る人材の育成を進める。また、避難所等においてボランティア団体等が円滑に活動できるよう、平時から関係機関と連携を図る。
- 災害廃棄物等の撤去や生活支援などのボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティアの受入体制の整備を関係機関と連携して行う。
- 災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを関係機関と連携して養成する。

(防災体制の強化と人材活用の推進)(再掲)【3-3】

- 防災訓練を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの習得、受援体制の強化等を図り、災害対応力や調整力を備えた専門人材の育成を推進する。併せて、防災人材の育成にも取り組み、限られた人員でも多様な災害事象に臨機応変に対応できる体制の構築を目指す。

(建設産業の担い手確保・育成)【6-1・2・4・7】

- 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の就労環境の改善等に取り組む。

(消防団等の充実強化及び消防力の整備充実)(再掲)【1-2、2-1】

- 幅広い人材活用による地域防災力の充実強化を図るため、町内会、自主防災組織等と連携して、消防団員の確保に取り組むとともに、市内の企業や事業所等への消防団活動への理解促進、女性や学生の入団の促進や体制の充実に対する支援等により、団員の確保及び消防団の活性化を図る。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)【2-2・5～7、3-3、6-1・2】

- 国、他自治体、防災関係機関、民間との災害時における応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れなどに係る連携体制を整備する。また、応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

(帰宅困難者対策の推進)【2-7】

- 大規模地震発生時に帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始し、緊急車両の通行を妨げるなど応急活動に支障が生じることを防ぐため、鉄道事業者、企業等と連携し、施設内待機の推進や待機場所の確保などの帰宅困難者対策を総合的に進める。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理)【1-1、3-2】

- 市が保有・管理する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)について、野々市市公共施設等総合管理計画や個別施設計画(長寿命化計画)に基づき、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、適切な維持管理と計画的な改修を行うとともに、施設更新の際は、耐災害性に配慮した整備を検討する。

(避難所等における老朽化対策)【2-3・4】

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが避難所に指定されていることを踏まえ、老朽化対策や耐震化対策などの防災機能強化により、施設の安全確保を図る。

(学校施設の維持管理)【1-1】

- 市立小中学校施設について、施設の状況を把握し、長寿命化計画に基づき施設の更新を推進する。

(公園施設の維持管理)【1-1】

- 大規模災害が発生した場合の一時的避難場所となる都市公園について、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な修繕・更新に取り組む。

(道路施設の維持管理)【2-5、4-1・2、5-4】

- 橋梁、道路施設及び附属施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)【5-4】

- 市内の鉄道において、施設の延命や今後の支援のあり方等について、沿線の自治体や交通事業者と連携しながら、協議を進める。

(河川及び河川管理施設等の維持管理)【1-3、2-5、4-1・2、5-4】

- 河川及び河川管理施設、雨水調整池等の老朽化対策について、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(水道施設の維持管理)【2-5、5-3】

- 浄水場及び配水池・ポンプ場、水源等について、計画的な維持管理・更新を推進する。

(下水道施設の維持管理)【2-8、5-3】

- 下水道施設について、計画的な維持管理・更新を推進する。

(農業水利施設の老朽化対策)【1-3、4-1・2、5-4、6-6】

- 農業水利施設について、機能保全計画に基づき、計画的に点検・診断を実施し、延命化等の改修を実施する。

(交通安全施設の更新整備)【3-1】

- 交通安全施設について、メンテナンスサイクルを構築するなど、継続的な点検及び補修整備を推進する。

【デジタル活用】

(情報収集体制の強化)【3-2、5-1】

- 国・県・市町村・関係機関の一元的な情報共有に向けて、国や県の防災に関するシステムの連携を図る。また、災害時の実効性を確保するため、職員の運用能力の向上を図る。
- 防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルート多重化を進める。

(被災地への物資供給)【2-5】

- 物資管理に関するシステムについて、災害時を見据えた訓練・研修を実施し、システム操作方法の習熟度の向上を図る。

(デジタル技術等活用による避難所・避難者の情報把握)【2-3・6】

- 被災者の情報を迅速かつ計画的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有の体制整備ができるよう、平時からのマイナンバーカード等の活用も含め、デジタル・新技術等の活用促進に向けて組む。

(外国人住民等への支援)(再掲)【2-3、5-1】

- 外国人住民や観光客等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化や ICT を活用した分かりやすい情報発信等に向けて検討を進める。

V 計画の推進と見直し

本計画及び本計画に基づき実施する事業については、別紙2のとおり設定した指標により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により着実に推進する。

また、社会情勢の変化や法令等の改正、国、県及び本市の国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(別紙 1)

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 住民等に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう情報伝達手段の多様化等災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小中学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化)

- 地震時の倒壊等を防止するため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(老朽危険建築物等に対する指導等)

- 老朽危険建築物等の倒壊等の防止を図る必要がある。

(学校施設の防災機能強化対策)

- 避難所や地域コミュニティの拠点としても利用される市立小中学校施設において、防災機能強化対策を図る必要がある。

(社会体育施設の耐震化)

- 市立の社会体育施設の耐震化対策を促進する必要がある。

(市街地整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市街地の基盤整備を促進するとともに、災害時に一時的避難場所、防災拠点等を整備する必要がある。
- 地震等による消火栓使用不能時に有効な消防水利を確保する必要がある。
- 大規模災害発生時における緊急車両等の交通遮断を防ぎ、併せて都市機能の向上を図るため、狭隘道路拡幅等の整備を実施する必要がある。

(空き家対策)

- 管理不全な空家等が、自然災害等により倒壊することを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(住宅・建築物の防火対策)

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。
- 地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある。
- 関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

(施設や住居の適正配置)

- 市街地での浸水、洪水被害について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、コンパクトなまちづくりを進める必要がある。

(応急仮設施設の迅速な供給)

- 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を整備する必要がある。

(文化財建造物の耐震化等及び文化財の保存対策)

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建造物等の耐震化・防災・防犯対策の徹底及び文化財の修理等に取り組む必要がある。

(社会福祉施設等の耐震化等)

- 社会福祉施設や法令等に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設については、耐震化やスプリンクラーの設置、ブロック塀の改修撤去、浸水対策のための改修等により、安全性確保のための環境整備を進める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)

- 住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(避難行動の周知徹底)

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(外国人住民等への支援)

- 災害発生時における外国人住民や観光客等に必要な災害情報の発信や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

(外国人住民の防災意識の向上)

- 外国人住民の防災意識の向上を図る必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理)

- 老朽化が見込まれる市の保有・管理する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)の適切な維持管理と計画的な改修を実施していく必要がある。

(学校施設の維持管理)

- 市立小中学校施設の老朽化対策(非構造部材の耐震対策を含む。)について、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(公園施設の維持管理)

- 大規模災害が発生した場合の一時的避難場所となる都市公園の施設について、被災者を安心して受け入れることができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

1-2 地震に伴う密集市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)(再掲)

- 住民等に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう情報伝達手段の多様化等災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育)(再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小中学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

(消防団等の充実強化及び消防力の整備充実)

- 地域防災力の向上のため、消防団等の充実・強化を図る必要がある。
- 消防等の人材不足や複雑・多様化する災害に対応する必要がある。また、消防水利などの消防施設装備や設備等の強化を図る必要がある。

(災害救助体制の整備)

- 大規模災害時に救助・救急活動等を円滑に実施する体制を構築・強化する必要がある。

【住宅・都市】

(老朽危険建築物等に対する指導等)(再掲)

- 老朽危険建築物等の倒壊等の防止を図る必要がある。

(市街地整備)(再掲)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市街地の基盤整備を促進するとともに、災害時に一時的避難場所、防災拠点等を整備する必要がある。
- 地震等による消火栓使用不能時に有効な消防水利を確保する必要がある。
- 大規模災害発生時における緊急車両等の交通遮断を防ぎ、併せて都市機能の向上を図るため、狭隘道路拡幅等の整備を実施する必要がある。

(空き家対策)(再掲)

- 管理不全な空家等が、自然災害等により倒壊することを防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(住宅・建築物の防火対策)(再掲)

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。
- 地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある。
- 関係機関との迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

(社会福祉施設等の耐震化等)(再掲)

- 社会福祉施設や法令等に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設については、耐震化やスプリンクラーの設置、ブロック塀の改修撤去、浸水対策のための改修等により、安全性確保のための環境整備を進める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(避難行動の周知徹底)(再掲)

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(外国人住民等への支援)(再掲)

- 災害発生時における外国人住民や観光客等に必要な災害情報の発信や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

(外国人住民の防災意識の向上)(再掲)

- 外国人住民の防災意識の向上を図る必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの

普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化及び消防力の整備充実)(再掲)

- 地域防災力の向上のため、消防団等の充実・強化を図る必要がある。

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む。)

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)(再掲)

- 住民等に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう情報伝達手段の多様化等災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(防災教育)(再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小中学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

(市の災害対応力の強化)

- 適時適切な避難指示等の判断・発令を行う体制を整備する必要がある。

(建設業関係団体等との応急復旧体制の強化)

- 建設業協同組合等と連携を図り、発災時における応急復旧体制を整備する必要がある。

【住宅・都市】

(施設や住居の適正配置)(再掲)

- 市街地での浸水、洪水被害について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、コンパクトなまちづくりを進める必要がある。

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の耐震化等)(再掲)

- 社会福祉施設や法令等に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設については、耐震化やスプリンクラーの設置、ブロック塀の改修撤去、浸水対策のための改修等により、安全性確保のための環境整備を進める必要がある。

【交通・物流】

(交通施設の浸水対策)

- 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐ必要がある。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水対策を推進する必要がある。

【農林水産】

(農業水利施設の整備、改修等)

- 被災した場合に経済活動及び市民生活等への影響が大きい農業水利施設について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。
- 田んぼが持つ雨水を貯める機能を活用し、「田んぼダム」の取組等により、その機能の向上を図る農地整備を進めていく必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。
- ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を住民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の施設管理者等の防災意識の向上を図る必要がある。
- 民間建築物への雨水排水施設の設置を促進する必要がある。

(流域治水対策の推進)

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市や住民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲)

- 住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲)

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(外国人住民等への支援) (再掲)

- 災害発生時における外国人住民や観光客等に必要な災害情報の発信や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

(外国人住民の防災意識の向上) (再掲)

- 外国人住民の防災意識の向上を図る必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(河川及び河川管理施設等の維持管理)

- 洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲)

- 住民等に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう情報伝達手段の多様化等災害情報の

伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育)(再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小中学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

【交通・物流】

(大雪対策)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期に道路除雪を実施する必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(大雪時の道路ネットワークの確保)

- 冬期における大規模な車両滞留や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐ対策を講じる必要がある。
- 大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

(鉄道の冬季間の安定運行)

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、鉄道事業者による鉄道施設の除雪対策の推進を促す必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(避難行動の周知徹底)(再掲)

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要がある。

(外国人住民等への支援)(再掲)

- 災害発生時における外国人住民や観光客等に必要な災害情報の発信や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

(外国人住民の防災意識の向上)(再掲)

- 外国人住民の防災意識の向上を図る必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

2-1 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

【行政機能・防災教育等】

(関係行政機関との連携強化)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関と平時から関係性を構築するとともに、相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する必要がある。

(消防団等の充実強化及び消防力の整備充実)(再掲)

- 地域防災力の向上のため、消防団等の充実・強化を図る必要がある。
- 消防等の人材不足や複雑・多様化する災害に対応する必要がある。また、消防水利などの消防施設装備や設備等の強化を図る必要がある。

(災害救助体制の整備)(再掲)

- 大規模災害時に救助・救急活動等を円滑に実施する体制を構築・強化する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(自主防災組織の活性化促進)

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化及び消防力の整備充実)(再掲)

- 地域防災力の向上のため、消防団等の充実・強化を図る必要がある。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能等の麻痺

【保健医療・福祉】

(社会福祉施設等の耐震化等)(再掲)

- 社会福祉施設や法令等に基づき設置する高齢者や児童生徒、障害者等が使用する施設については、耐震化やスプリンクラーの設置、ブロック塀の改修撤去、浸水対策のための改修等により、安全性確保のための環境整備を進める必要がある。

(災害医療体制の充実)

- 保健センターは、災害時における応急救護所とすることから、その機能を維持するための設備を整備しておく必要がある。
- 災害時における医療救護体制を確保するため、関係機関との連携の推進及び訓練の実施に取り組む必要がある。
- 拠点避難所となっている施設において、災害時においてAEDが機能するよう管理する必要がある。

(介護・福祉人材の確保)

- 災害時に避難している高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう取り組む必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等における非常災害対策を推進する必要がある。

(社会福祉施設等におけるサービス提供体制の維持)

- 災害時においても、社会福祉施設等においてサービスの提供を維持できる体制を整備する必要がある。

(要配慮者の災害時支援体制の構築)

- 災害時には、慣れない避難生活を送る要配慮者の体調悪化等を防ぐ必要がある。

(要配慮者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難を支援する体制を充実する必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう体制を整備する必要がある。

(災害時の心のケア実施体制の整備)

- 被災した市民に対して避難生活上のストレスや精神的苦痛等を緩和するための精神保健医療活動(心のケア)を円滑に実施する必要がある。

【交通・物流】

(道路交通情報の収集・共有体制の強化)

- 発災時において、交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避する必要がある。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報や、迂回や自動車による外出を控えること等の必要な情報の提供を迅速に行う必要がある。

【人材育成】

(介護・福祉人材の確保)(再掲)

- 災害時に避難している高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

2-3 災害そのものによる精神的苦痛又は劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理若しくは広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

【住宅・都市】

(学校施設の防災機能強化対策)(再掲)

- 避難所や地域コミュニティの拠点としても利用される市立小中学校施設において、防災機能強化対策を図る必要がある。

(社会体育施設の耐震化)(再掲)

- 市立の社会体育施設の耐震化対策を促進する必要がある。

(応急仮設施設の迅速な供給)(再掲)

- 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を整備する必要がある。

【保健医療・福祉】

(要配慮者の災害時支援体制の構築)(再掲)

- 災害時には、慣れない避難生活を送る要配慮者の体調悪化等を防ぐ必要がある。

(要配慮者対策の推進)(再掲)

- 避難行動要支援者の避難を支援する体制を充実する必要がある。

(避難所等における感染症対策)

- 災害発生時の避難所における感染症の発生・まん延を防ぐ必要がある。
- 避難所以外へ避難する者を考慮して、正しい感染症予防の情報の周知を図る必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、災害時に確実に確保・調達できるようにしておく必要がある。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、対策を講じる必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)(再掲)

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう体制を整備する必要がある。

(災害時の心のケア実施体制の整備)(再掲)

- 被災した市民に対して避難生活上のストレスや精神的苦痛等を緩和するための精神保健医療活動(心のケア)を円滑に実施する必要がある。

(福祉避難所の整備及び運営体制の確保)

- 特別な配慮がない避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心

して生活ができるよう配慮した福祉避難所を確保する必要がある。

- 福祉避難所の開設・運営訓練を定期的実施する必要がある。
- 福祉避難所における受け入れ者数を増やす必要がある。

(広域避難の実施体制の整備)

- 広域避難の実施にあたって、避難の円滑な実施や受入に向けた体制を整備する必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)

- 避難所の適切な設置・運営等に資する取組を進める必要がある。
- 避難所における物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保する必要がある。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保)

- 電源車や非常用発電機等の確保に向けて、電気事業者や災害時応援協定締結団体等との連携を図る必要がある。

(総合的な大規模停電対策の推進)

- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱の軽減や情報通信機能を維持・確保に向けて、関係機関と連携を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援)

- 災害等による停電時に必要な電源を確保等に対応するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(外国人住民等への支援)(再掲)

- 災害発生時における外国人住民や観光客等に必要な災害情報の発信や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

【人材育成】

(災害ボランティア等の活動環境の整備)

- 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材の育成や、当該人材やボランティア団体が地域・避難

所で活動するための仕組みを構築していく必要がある。

- 災害廃棄物等の撤去や生活支援など、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう体制を整備する必要がある。

【老朽化対策】

(避難所等における老朽化対策)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。

【デジタル活用】

(デジタル技術等活用による避難所・避難者の情報把握)

- 災害時に被災者の情報を迅速かつ計画的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有ができるよう体制整備を図る必要がある。

(外国人住民等への支援)(再掲)

- 災害発生時における外国人住民や観光客等に必要な災害情報の発信や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

2-4 組織的な共助の活動の不足等により、避難所の運営が機能不全に陥ることで、避難所環境が劣悪化する事態

【行政機能・防災教育等】

(防災教育)(再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

(避難所運営体制の強化)

- 避難所自体が被災し開設・運営が困難となる事態を想定し、代替手段を確保しておくとともに、避難所開設・運営手順の作成・習熟や、物資・資機材を分散して備蓄するなど、地域ごとに多様な状況へ対応できる体制を整備する必要がある。

【保健医療・福祉】

(福祉避難所の整備及び運営体制の確保)(再掲)

- 特別な配慮がない避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心

して生活ができるよう配慮した福祉避難所を確保する必要がある。

- 福祉避難所の開設・運営訓練を定期的実施する必要がある。
- 福祉避難所における受け入れ者数を増やす必要がある。

(広域避難の実施体制の整備)(再掲)

- 広域避難の実施にあたって、避難の円滑な実施や受入に向けた体制を整備する必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)(再掲)

- 避難所の適切な設置・運営等に資する取組を進める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災士や自主防災組織との連携強化)

- 県や防災士・自主防災組織などの関係者が、災害時に円滑に連携できるよう、平時から役割分担を整理し、共有しておく必要がある。

(災害支援団体との連携強化)

- 県、近隣市町、災害支援 NPO との連携が災害時に円滑に機能するよう、平時から関係構築の機会を設ける必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(避難所等における老朽化対策)(再掲)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、資機材の準備や更新、老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。

2-5 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【行政機能・防災教育等】

(非常用物資の備蓄)

- 家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進及び民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。
- 市における備蓄品の適正な管理に努める必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)(再掲)

- 避難所の適切な設置・運営等に資する取組を進める必要がある。
- 避難所における物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保する必要がある。

(水道施設の耐震化等)

- 引き続き水道施設の耐震化等を推進する必要がある。
- 大規模災害発生時における応急給水を確保する必要がある。

(上水道の各種危機対応マニュアル作成)

- 市営上水道について、業務を継続するための各種危機に対応するマニュアルを作成、更新する必要がある。

(地下水の保全)

- 災害時や異常渇水時において必要な生活用水を確保するため、地下水の効率的な運用や保全に努める必要がある。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保)(再掲)

- 電源車や非常用発電機等の確保に向けて、電気事業者や災害時応援協定締結団体等との連携を図る必要がある。

(総合的な大規模停電対策の推進)(再掲)

- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱の軽減や情報通信機能を維持・確保に向けて、関係機関と連携を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援)(再掲)

- 災害等による停電時に必要な電源を確保等に対応するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(石油等の燃料確保)

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐ必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保し、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動等を迅速に行うことができるよう、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路附属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策)(再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期に道路除雪を実施する必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(大雪時の道路ネットワークの確保)(再掲)

- 冬期における大規模な車両滞留や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐ対策を講じる必要がある。
- 大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)(再掲)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。
- ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を住民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。

(流域治水対策の推進)(再掲)

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市や住民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(非常用物資の備蓄)(再掲)

- 市における備蓄品の適正な管理に努める必要がある。
- 家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進及び民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)(再掲)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理)

- 道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組む必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理)(再掲)

- 洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(水道施設の維持管理)

- 浄水場及び配水池・ポンプ場、水源等について、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

【デジタル活用】

(被災地への物資供給)

- 物資管理に関するシステムについて、災害時を見据えた訓練・研修を実施し、システム操作方法の習熟度の向上を図る必要がある。

2-6 想定を超える避難者の発生により、要配慮者や避難所外避難者、広域避難者の安否やニーズの把握が困難となり、支援が届かず生命に危険が及ぶ事態

【行政機能・防災教育等】

(防災教育)(再掲)

- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

(広域避難者の情報共有体制の整備)

- 広域避難者が他県に移動した場合、元の自治体が所在や生活状況を把握できず、支援が滞るため、広域的な情報共有体制を構築する必要がある。

【保健医療・福祉】

(避難所・避難者の情報把握)

- 車中など、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、県や他自治体と連携を図る必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を進める必要がある。

(要配慮者対策の推進)(再掲)

- 避難行動要支援者の避難を支援する体制を充実する必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)(再掲)

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう体制を整備する必要がある。

(広域避難の実施体制の整備)(再掲)

- 広域避難の実施にあたって、避難の円滑な実施や受入に向けた体制を整備する必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)(再掲)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関

との協力体制を整備する必要がある。

- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

【デジタル活用】

(デジタル技術等活用による避難所・避難者の情報把握) (再掲)

- 災害時に被災者の情報を迅速かつ計画的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有ができるよう体制整備を図る必要がある。

2-7 想定を超える帰宅困難者の発生による混乱

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲)

- 住民等に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう情報伝達手段の多様化等災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給) (再掲)

- 避難所の適切な設置・運営等に資する取組を進める必要がある。
- 避難所における物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保する必要がある。

【交通・物流】

(公共交通機関の運行の的確な判断及び周知等)

- 暴風雪や豪雪時にコミュニティバス等の公共交通機関の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。

(鉄道の冬季間の安定運行) (再掲)

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、鉄道事業者による鉄道施設の除雪対策の推進を促す必要がある。

(道路交通情報の収集・共有体制の強化) (再掲)

- 発災時において、交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避する必要がある。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報や、迂回や自動車による外出を控えること等の必要な情報の提供を迅速に行う必要がある。

(鉄道の防災対策)

- 災害時においても鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両及び重要施設に関する浸水対策

等の防災機能の強化対策を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組)

- 発災後、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)(再掲)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模地震発生時に帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始し、緊急車両の通行を妨げるなど応急活動に支障が生じることを防ぐため、帰宅困難者対策を進める必要がある。

2-8 大規模な自然災害と感染症との同時発生による避難所の機能の大幅な低下

【保健医療・福祉】

(感染症予防措置)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から感染予防策の普及啓発及び予防接種の接種率向上を図る必要がある。また、災害時の避難所においては、初期段階から衛生状況等を把握する体制を整備する必要がある。
- 災害時の避難所におけるトイレ環境の確保に向けて取り組む必要となる

(避難所等における感染症対策)(再掲)

- 災害発生時の避難所における感染症の発生・まん延を防ぐ必要がある。
- 避難所以外へ避難する者を考慮して、正しい感染症予防の情報の周知を図る必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、災害時に確実に確保・調達できるようにしておく必要がある。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、対策を講じる必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)(再掲)

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう体制を整備する必要がある。

(避難施設の整備・機能の強化)

- 感染症まん延下における避難所運営を円滑に実施するために、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を進める必要がある。

【ライフライン】

(下水道施設の耐震化・耐水化)

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(下水道施設の維持管理)

- 下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・改築更新を実施する必要がある。”

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【行政機能・防災教育等】

(防災関係機関との連携強化)(再掲)

- 災害時における応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など関係機関と相互に連携した実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制を構築する必要がある。

【老朽化対策】

(交通安全施設の更新整備)

- 交通安全施設について、機能維持を確保するため、補修整備を図る必要がある。

3-2 市役所の執務スペース不足により、応援職員や支援関係機関の活動スペースが足りず、関係機関間の情報共有や調整が滞ることで行政機能が十分に発揮できない事態

【行政機能・防災教育等】

(情報伝達体制の多重化)

- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・近隣市町・民間事業者等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める必要がある。

(防災・危機管理機能の維持・強化)

- 自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、庁舎の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修を進める必要がある。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理)(再掲)

- 老朽化が見込まれる市の保有・管理する公共施設等(公共建築物及びインフラ資産)の適切な維持管理と計画的な改修を実施していく必要がある。

【デジタル活用】

(情報収集体制の強化)

- 災害時における国・県・他自治体・関係機関の間での情報共有の仕組みを強化する必要がある。

3-3 職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態

【行政機能・防災教育等】

(防災教育)

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、防災総合訓練などを通じて、平時から職員の危機管理意識の向上を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 災害対応現場の中心的役割を担う市の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。そのための業務継続計画(BCP)については、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理などについて定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、随時見直しをする必要がある。
- 災害対応において各部局や関係機関ごとの災害対応業務や情報共有・利活用等について、マニュアル等の整備を通じて手順や運用方法の明確化・統一化を進める必要がある。

(防災体制の強化と人材活用の推進)

- 防災訓練を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る必要がある。

(防災拠点等の機能確保)

- 防災拠点や避難所となる公共施設の建替え等にあたっては、必要な機能を確保する必要がある。

(市の災害対応力の強化)

- 地域防災計画において、実効性のある計画とする必要がある。

(応援職員の受入れ等)

- 災害時の受援をより円滑に行えるよう野々市市災害時受援計画の見直しを検討し、事前に必要な対策の検討及び準備を行う必要がある。
- 災害時における職員の健康管理及びメンタルヘルス対策のあり方を検討する。

(防災・危機管理機能の維持・強化) (再掲)

- 自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、庁舎の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修を進める必要がある。

【人材育成】

(防災体制の強化と人材活用の推進) (再掲)

- 防災訓練を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) (再掲)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【ライフライン】

(石油等の燃料確保) (再掲)

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐ必要がある。

【産業】

(市内企業等の事業継続計画の策定)

- 市内の企業や事業所等の防災意識を高め、事業継続計画(BCP)を策定する事業所を広げる

必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保し、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動等を迅速に行うことができるよう、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路付属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲)

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策) (再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期に道路除雪を実施する必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(大雪時の道路ネットワークの確保) (再掲)

- 冬期における大規模な車両滞留や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐ対策を講じる必要がある。
- 大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

(鉄道の防災対策) (再掲)

- 災害時においても鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両及び重要施設に関する浸水対策等の防災機能の強化対策を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組) (再掲)

- 発災後、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開す

る必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進) (再掲)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲)

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市や住民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲)

- 道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組む必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理) (再掲)

- 洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策) (再掲)

- 食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保し、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動等を迅速に行うことができるよう、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路付属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)(再掲)

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策)(再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期に道路除雪を実施する必要がある。
- 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、大雪に伴う倒木による送配電設備等の故障の原因となる周辺樹木の伐採を進める必要がある。

(大雪時の道路ネットワークの確保)(再掲)

- 冬期における大規模な車両滞留や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐ対策を講じる必要がある。
- 大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策)

- 農業に係る生産・流通等の関係事業所については、食料を安定供給するための重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

(農業水利施設の整備、改修等)(再掲)

- 被災した場合に経済活動及び市民生活等への影響が大きい農業水利施設について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)(再掲)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。

(流域治水対策の推進)(再掲)

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市や住民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理)(再掲)

- 道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組む必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理)(再掲)

- 洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)(再掲)

- 食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

4-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【ライフライン】

(水道施設の耐震化等)(再掲)

- 引き続き水道施設の耐震化等を推進する必要がある。
- 大規模災害発生時における応急給水を確保する必要がある。

【国土保全】

(渇水対策体制の整備)

- 渇水時における被害の軽減と早期回復を図るため、広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言等、総合的に渇水対策を実施していく必要がある。
- 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や代替水源の確保等の取組を推進していく必要がある。

4-4 農地等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

【農林水産】

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水機能や土壌流出の防止機能など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進し、災害時には自

立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。

(農業の担い手確保等)

- 農業の従事者が減少していることから、農地の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(鳥獣の保護管理・対策の推進)

- 耕作放棄地の発生を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する必要がある。

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)(再掲)

- 住民等に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう情報伝達手段の多様化等災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(防災教育)(再掲)

- 自主防災意識の向上のため、「自分の身は自分で守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

(行政情報通信基盤の強化)

- 災害時における情報システム部門の業務継続計画の実効性を高める必要がある。
- 本庁舎LANについて、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 出先機関との接続について、回線切断に備え、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 災害時における有線通信の途絶に備える必要がある。

(市の災害対応力の強化)(再掲)

- 適時適切な避難指示等の判断・発令を行う体制を整備する必要がある。

【保健医療・福祉】

(要配慮者対策の推進)(再掲)

- 避難行動要支援者の避難を支援する体制を充実する必要がある。

【ライフライン】

(代替電源の迅速かつ円滑な確保)(再掲)

- 電源車や非常用発電機等の確保に向けて、電気事業者や災害時応援協定締結団体等との連携を図る必要がある。

(総合的な大規模停電対策の推進)(再掲)

- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱の軽減や情報通信機能を維持・確保に向けて、関係機関と連携を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援)(再掲)

- 災害等による停電時に必要な電源を確保等に対応するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(外国人住民等への支援)(再掲)

- 災害発生時における外国人住民や観光客等に必要な災害情報の発信や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

(外国人住民の防災意識の向上)(再掲)

- 外国人住民の防災意識の向上を図る必要がある。

(自主防災組織の活性化促進)(再掲)

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

【デジタル活用】

(情報収集体制の強化)

- 無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなることによる行政の機能不全に陥ることを防ぐ必要がある。

(外国人住民等への支援)(再掲)

- 災害発生時における外国人住民や観光客等に必要な災害情報の発信や避難誘導等を行う体制を整備する必要がある。

5-2 発災直後の偽・誤情報の拡散により救助・支援が遅れる事態

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)(再掲)

- 住民等に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう情報伝達手段の多様化等災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

5-3 ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間・大規模にわたる機能停止

【ライフライン】

(水道施設の耐震化等)(再掲)

- 引き続き水道施設の耐震化等を推進する必要がある。
- 大規模災害発生時における応急給水を確保する必要がある。

(上水道の各種危機対応マニュアル作成)(再掲)

- 市営上水道について、業務を継続するための各種危機に対応するマニュアルを作成、更新する必要がある。

(地下水の保全)(再掲)

- 災害時や異常渇水時において必要な生活用水を確保するため、地下水の効率的な運用や保全に努める必要がある。

(下水道施設の耐震化・耐水化)(再掲)

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進する必要がある。

(防災井戸の活用)

- 断水時の代替水源確保のため、避難所における災害用井戸の整備を促進する必要がある。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保)(再掲)

- 電源車や非常用発電機等の確保に向けて、電気事業者や災害時応援協定締結団体等との連携を図る必要がある。

(総合的な大規模停電対策の推進)(再掲)

- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- 倒木による停電発生を未然に防止するための対策に取り組む必要がある。
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者との連携を強化する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱の軽減や情報通信機能を維持・確保に向けて、関係機関と連携を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入支援)(再掲)

- 災害等による停電時に必要な電源を確保等に対応するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(石油等の燃料確保)(再掲)

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐ必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(水道施設の維持管理) (再掲)

- 浄水場及び配水池・ポンプ場、水源等について、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(下水道施設の維持管理) (再掲)

- 下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・改築更新を実施する必要がある。

5-4 幹線道路が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲)

- 住民等に適切に災害情報の伝達を行うことができるよう情報伝達手段の多様化等災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(建設業関係団体等との応急復旧体制の強化) (再掲)

- 建設業協同組合等と連携を図り、発災時における応急復旧体制を整備する必要がある。

【住宅・都市】

(市街地整備) (再掲)

- 大規模災害発生時における緊急車両等の交通遮断を防ぎ、併せて都市機能の向上を図るため、狭隘道路拡幅等の整備を実施する必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲)

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や広域交流基盤へのアクセスを確保し、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動等を迅速に行うことができるよう、信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策)(再掲)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路や市内の幹線道路において、橋梁の耐震補強を始めとする道路付属施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。

(無電柱化の推進)(再掲)

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止するため、これら道路において、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(大雪対策)(再掲)

- 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されていることから、こうした懸念事項を踏まえた総合的な対策を行う必要がある。
- 緊急輸送道路、市内の幹線道路だけでなく生活道路までを網羅した、市内一円の道路の円滑な除雪を実施する必要がある。
- 交通その他の輸送経路の確保や救急患者の搬送体制の確保のため、適期に道路除雪を実施する必要がある。

(大雪時の道路ネットワークの確保)(再掲)

- 冬期における大規模な車両滞留や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐ対策を講じる必要がある。
- 大雪時においても、道路ネットワークを確保する必要がある。

(公共交通機関の運行の的確な判断及び周知等)(再掲)

- 暴風雪や豪雪時にコミュニティバス等の公共交通機関の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。

(鉄道の冬季間の安定運行)(再掲)

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、鉄道事業者による鉄道施設の除雪対策の推進を促す必要がある。

(鉄道の防災対策)(再掲)

- 災害時においても鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両及び重要施設に関する浸水対策等の防災機能の強化対策を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組)(再掲)

- 発災後、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進)(再掲)

- 浸水被害実績が多い河川や用排水路等整備や雨水調整池の整備等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 局所的な集中豪雨に対応するため、下水道整備(雨水幹線等)及び地下道冠水対策を進める必要がある。
- ICTを利用した観測施設を充実させ、取得した情報を住民等へ適切かつ確実に伝達する体制の強化を図る必要がある。

(流域治水対策の推進)(再掲)

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市や住民、企業等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理)(再掲)

- 道路ネットワークを確実に確保するため、橋梁や道路施設の老朽化対策について、引き続き取り組む必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 市内の鉄道において安全運行の確保と存続のため、老朽化した重要インフラの整備等を支援する必要がある。

(河川及び河川管理施設等の維持管理)(再掲)

- 洪水等の緊急時に河川及び河川管理施設、雨水調整池等の機能が確実に発揮されるよう老朽化対策を講じる必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)(再掲)

- 食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【行政機能・防災教育等】

(防災教育)(再掲)

- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、災害の前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前

に準備しておく必要がある。

- 地域の災害リスクを踏まえて、各学校の危機管理マニュアルの点検・改善を継続するとともに、地域と連携した実践的な避難訓練の実施や小中学校の発達段階に応じた防災教育の推進等により、学校における災害対応力の向上を図る必要がある。

(市の災害対応力の強化)(再掲)

- 地域防災計画において、実効性のある計画とする必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)(再掲)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進)

- 建設産業における人材不足や災害発生後の迅速な復旧を見据え、新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

(復興に向けた地場産業支援)

- 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講じる必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)(再掲)

- 住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(外国人住民の防災意識の向上)(再掲)

- 外国人住民の防災意識の向上を図る必要がある。

(自主防災組織の活性化促進)(再掲)

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を推進する必要がある。

(復興に向けた事前準備)

- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして策定する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化)(再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

(災害ボランティア等の活動環境の整備)(再掲)

- 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材の育成や、当該人材やボランティア団体が地域・避難所で活動するための仕組みを構築していく必要がある。
- 災害廃棄物等の撤去や生活支援など、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう体制を整備する必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成)

- 建設産業の担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)(再掲)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)(再掲)

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化及び防災減災の促進を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する必要がある。

(新技術の活用促進)(再掲)

- 建設産業における人材不足や災害発生後の迅速な復旧を見据え、新技術の積極的な活用等により、市内の建設関連企業の技術力向上を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(住民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲)

- 住民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」や自分たちの地域は自分たちで守る「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。
- 行政機能低下時の地域防災力強化を図るため、地区防災計画が全避難区で策定されるよう、啓発活動に努める必要がある。

(外国人住民の防災意識の向上) (再掲)

- 外国人住民の防災意識の向上を図る必要がある。

(自主防災組織の活性化促進) (再掲)

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

(災害ボランティア等の活動環境の整備) (再掲)

- 災害廃棄物等の撤去や生活支援など、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう体制を整備する必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成) (再掲)

- 建設産業の担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) (再掲)

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れ等について、関係機関との協力体制を整備する必要がある。
- 災害時における応援協定等を締結している団体等と災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【環境】

(災害廃棄物対策)

- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。また、大規模災害の発生に備え、県外自治体等との協力支援体制の構築を図る必要がある。

(ごみの減量化及びリサイクル等の推進)

- 災害廃棄物が発生した場合に処理施設においてごみ処理ができる機能を確保しておく必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【行政機能・防災教育等】

(建設業関係団体等との応急復旧体制の強化)(再掲)

- 建設業協同組合等と連携を図り、発災時における応急復旧体制を整備する必要がある。

【住宅・都市】

(応急仮設施設の迅速な供給)(再掲)

- 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を整備する必要がある。

【人材育成】

(建設産業の担い手確保・育成)(再掲)

- 建設産業の担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【住宅・都市】

(文化財建造物の耐震化等及び文化財の保存対策)(再掲)

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建造物等の耐震化・防災・防犯対策の徹底及び文化財の修理等に取り組む必要がある。

6-6 大量の失業・倒産、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響

【産業】

(市内企業等の事業継続計画の策定)(再掲)

- 市内の企業や事業所等の防災意識を高め、事業継続計画(BCP)を策定する事業所を広げる必要がある。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策)(再掲)

- 農業に係る生産・流通等の関係事業所については、食料を安定供給するための重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

(農業水利施設の整備、改修等)(再掲)

- 被災した場合に経済活動及び市民生活等への影響が大きい農業水利施設について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)(再掲)

- 農地が持つ保水機能や土壌流出の防止機能など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進し、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。

(農業の担い手確保等)(再掲)

- 農業の従事者が減少していることから、農地の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

【老朽化対策】

(農業水利施設の老朽化対策)(再掲)

- 食料生産に係る農業水利施設について、長寿命化対策を推進する必要がある。

6-7 やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により地域に戻らないことで、地域の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態

【行政機能・防災教育等】

(建設業関係団体等との応急復旧体制の強化)(再掲)

- 建設業協同組合等と連携を図り、発災時における応急復旧体制を整備する必要がある。

【ライフライン】

(迅速なインフラの復旧・復興)

- 避難生活が長期化し、住民が元の集落に戻る意欲を失うことにより、地域コミュニティの維持が

困難となることを避けるため、災害発生後の復旧・復興においては、帰還に向けた生活再建及び地域機能の回復に資する環境整備を迅速に進める必要がある。

【産業】

(復興に向けた地場産業支援) (再掲)

- 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講じる必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(復興に向けた事前準備) (再掲)

- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして策定する必要がある。

(復興に関する適切な情報発信)

- 行政と住民の間で復興に向けた情報共有が不足した場合、帰還や地域再建に関する判断が遅れにつながるおそれがあるため、情報伝達体制を強化する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲)

- 地域防災力向上を図るため、地域防災のリーダーとなる防災士や消防団のスキルアップや災害ボランティア等の確保、災害関連死の防止や避難生活環境の向上に向けた知識やスキルの普及啓発及び女性の視点を取り入れた防災人材の育成を推進する必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成) (再掲)

- 建設産業の担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(別紙2)

施策の推進方針に係る指標

- 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

指標	現状	目標
災害情報伝達手段	11種(R8.3.31見込)	13種(R13.3.31時点)
総合防災訓練の市民参加率	25.2%(R7年度)	30%(R12年度)
防災講座実施回数	21回(R7年度)	30回(R12年度)
防災士数	369人(R8.3.31見込)	540人(R13.3.31時点)
自主防災組織の組織率	100%(R8.3.31見込)	100%(R13.3.31時点) (継続・維持)

- 地震に伴う密集市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

指標	現状	目標
市立学校における県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)の参加校数	7校(R7年度)	7校(R12年度)
消防団員の充足率	83.0%(R8.3.31見込)	91%(R13.3.31時点)
防災士数(再掲)	369人(R8.3.31見込)	540人(R13.3.31時点)

- 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む。)

指標	現状	目標
雨水幹線整備率	85%(R8.3.31見込)	87%(R13.3.31時点)
防災士数(再掲)	369人(R8.3.31見込)	540人(R13.3.31時点)

- 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

指標	現状	目標
消雪装置設置済み路線延長	40.0km(R8.3.31見込)	41.5km(R13.3.31時点)

- 消防、警察等の被災等による救助・救急活動の停滞

指標	現状	目標
消防団員の充足率(再掲)	83.0%(R8.3.31見込)	91%(R13.3.31時点)
自主防災組織の組織率(再掲)	100%(R8.3.31見込)	100%(R13.3.31時点) (継続・維持)

- 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能等の麻痺

指標	現状	目標
個別支援計画を策定している町会数	30(R8.3.31 見込)	54 (R8.3.31 時点)
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	87(R8.3.31 見込)	110 (R13.3.31 時点)

- 災害そのものによる精神的苦痛又は劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理若しくは広域避難による更なる身体的・精神的負担がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

指標	現状	目標
個別支援計画を策定している町会数(再掲)	30(R8.3.31 見込)	54 (R8.3.31 時点)
避難者情報を管理するシステムの導入及びシステムを活用した訓練の実施	なし	導入済み・訓練実施済み (R13.3.31 時点)

- 組織的な共助の活動の不足等により、避難所の運営が機能不全に陥ることで、避難所環境が劣悪化する事態

指標	現状	目標
総合防災訓練の市民参加率(再掲)	25.2% (R7 年度)	30% (R12 年度)
防災士数(再掲)	369 人 (R8.3.31 見込)	540 人 (R13.3.31 時点)

- 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

指標	現状	目標
配水本管の耐震化率	77.6% (R8.3.31 見込)	90.0% (R13.3.31 時点)
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数	87(R8.3.31 見込)	110 (R13.3.31 時点)

- 想定を超える避難者の発生により、要配慮者や避難所外避難者、広域避難者の安否やニーズの把握が困難となり、支援が届かず生命に危険が及ぶ事態

指標	現状	目標
総合防災訓練の市民参加率(再掲)	25.2% (R7 年度)	30% (R12 年度)
個別支援計画を策定している町会数(再掲)	30(R8.3.31 見込)	54 (R8.3.31 時点)

災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	87(R8.3.31 見込)	110(R13.3.31 時点)
避難者情報を管理するシステムの導入及びシステムを活用した訓練の実施	なし	導入済み・訓練実施済み (R13.3.31 時点)

○ 想定を超える帰宅困難者の発生による混乱

指標	現状	目標
災害情報伝達手段(再掲)	11 種(R8.3.31 見込)	13 種(R13.3.31 時点)
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	87(R8.3.31 見込)	110(R13.3.31 時点)

○ 大規模な自然災害と感染症との同時発生による避難所の機能の大幅な低下

指標	現状	目標
A類疾病ワクチン接種率	97.7%(R7 年度見込)	97.6%(R12 年度)
下水道管路施設の耐水化率	100%(R8.3.31 見込)	100%(R13.3.31 時点) (維持・継続)
汚水処理人口普及率	99.6%(R8.3.31 見込)	99.8%(R13.3.31 時点)

○ 職員の多数が被災し出勤不能となり、指揮命令系統の途絶やマンパワー不足により行政機能が停止する事態

指標	現状	目標
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	87(R8.3.31 見込)	110(R13.3.31 時点)

○ 農地等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

指標	現状	目標
多面的機能支払交付金による活動団体数	2団体(R8.3.31 見込)	4団体(R13.3.31 時点)

○ テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

指標	現状	目標
災害情報伝達手段(再掲)	11 種(R8.3.31 見込)	13 種(R13.3.31 時点)
総合防災訓練の市民参加率(再掲)	25.2%(R7 年度)	30%(R12 年度)
防災講座実施回数(再掲)	21 回(R7 年度)	30 回(R12 年度)
防災士数(再掲)	369 人(R8.3.31 見込)	540 人(R13.3.31 時点)

自主防災組織の組織率(再掲)	100%(R8.3.31 見込)	100%(R13.3.31 時点) (継続・維持)
個別支援計画を策定している町会数(再掲)	30(R8.3.31 見込)	54(R8.3.31 時点)

○ ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間・大規模にわたる機能停止

指標	現状	目標
配水本管の耐震化率(再掲)	77.6%(R8.3.31 見込)	90.0%(R13.3.31 時点)
下水道管路施設の耐水化率(再掲)	100%(R8.3.31 見込)	100%(R13.3.31 時点) (維持・継続)

○ 幹線道路が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

指標	現状	目標
消雪装置設置済み路線延長(再掲)	40.0km(R8.3.31 見込)	41.5km(R13.3.31 時点)

○ 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

指標	現状	目標
防災士数(再掲)	369人(R8.3.31 見込)	540人(R13.3.31 時点)
自主防災組織の組織率(再掲)	100%(R8.3.31 見込)	100%(R13.3.31 時点) (継続・維持)
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	87(R8.3.31 見込)	110(R13.3.31 時点)

○ 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

指標	現状	目標
防災士数(再掲)	369人(R8.3.31 見込)	540人(R13.3.31 時点)
自主防災組織の組織率(再掲)	100%(R8.3.31 見込)	100%(R13.3.31 時点) (継続・維持)
災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数(再掲)	87(R8.3.31 見込)	110(R13.3.31 時点)

- やむを得ず避難した住民が、避難生活の長期化等により地域に戻らないことで、地域の生活基盤、地域コミュニティが消失し、復興できなくなる事態

指標	現状	目標
防災士数(再掲)	369人(R8.3.31見込)	540人(R13.3.31時点)
自主防災組織の組織率(再掲)	100%(R8.3.31見込)	100%(R13.3.31時点) (継続・維持)